

平成20年第1回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年2月20日 開会

平成20年2月20日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月20日(水曜日) 第1号

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のために出席した者の職氏名	2
職務のために出席した職員	2
開会	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号から議案第7号まで7件上程、説明、採決	3
一般質問	
渡辺直由議員	6
閉会	7

議事日程

平成20年2月20日(水曜日)午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
(第4から第10まで上程 表決)
- 第4 議案第1号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第5 議案第2号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
予算
- 第6 議案第3号 平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3
号)
- 第7 議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例
の制定について
- 第8 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第9 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 第11 一般質問

本日の会議に付した事件

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第5 議案第2号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
予算
- 第6 議案第3号 平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3
号)
- 第7 議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例
の制定について
- 第8 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第9 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

第11 一般質問

出席議員 (46人)

1番	成原嘉彦君	26番	松永清彦君
2番	浅井武司君	27番	片桐博彰君
3番	大前恭一君	28番	広江正明君
4番	伊藤義彦君	29番	稲葉貞二君
5番	津汲仁君	30番	中川満也君
6番	梶井正美君	31番	浅井健太郎君
7番	島田政吾君	32番	吉田弘義君
8番	古川雅典君	33番	木野隆之君
9番	尾藤義昭君	34番	内藤春雄君
10番	大山耕二君	35番	宗宮孝生君
11番	太田松雄君	36番	杉山茂君
12番	岩原輝夫君	37番	岡崎和夫君
13番	水野光二君	38番	室戸英夫君
14番	白木義春君	39番	南山宗之君
15番	可知義明君	40番	坂井弘道君
16番	渡辺直由君	41番	赤坂政美君
17番	大野信彦君	42番	日下部明伸君
18番	森真君	43番	井戸敬二君
19番	山田豊君	44番	赤塚新吾君
20番	平野元君	45番	安江和行君
21番	堀孝正君	46番	安江和芳君
23番	内藤正行君	47番	安江眞一君
25番	山田良司君	49番	谷口尚君

欠席議員 (3人)

22番	船坂勝美君	48番	渡辺公夫君
24番	碓孝司君		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	細江茂光君	副広域連合長	佐藤光宏君
副広域連合長	小川敏君	副広域連合長	今井良博君
副広域連合長	石川道政君	事務局長	堀江誠君

会計管理者兼会計課長 近松邦雄君 資格給付電算課長 遠藤知明君
総務課長 高木義彦君

職務のために出席した職員

書記長 川部昌洋 書記 水野美弘

開会開議

午後1時30分開会

議長（浅井武司君） 定足数に達しておりますので、ただ今から平成20年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、本日の会議に入ります。

本日の日程はお手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 議席の指定

議長（浅井武司君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席の番号は、会議規則第4条第2号の規定により議長において、44番、赤塚新吾君と指定します。

第2 会議録署名議員の指名

議長（浅井武司君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、議長において、26番、松永清彦君、30番、中川満也君の両君を指名します。

第3 会期の決定

議長（浅井武司君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日間と決しました。

第4 議案第1号から第10 議案第7号まで

議長（浅井武司君） 日程第4、議案第1号、平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算から日程第10、議案第7号、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上7件を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。広域連合長、細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

広域連合長（細江茂光君） 平成20年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるに当たりまして、議員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、本年4月1日からいよいよ後期高齢者医療制度が始まります。広域連合におきましては、制度を円滑に運営していくために、広域的な財政運営による安定化、効率化を図り、関係市町村と緊密に連携した住民サービスの提供に努めてまいります。

今期定例会には、制度開始の初年度となる平成20年度予算案などを提案させていただきましたが、予算編成におきましては、歳入では国・県の補助金等を確保するとともに、歳出では人件費や事務費の節減にも努めてまいりました。

それでは、今回提案いたしました議案についてご説明いたします。

議案第1号は、平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、2億4,975万4千円であります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金として、市町村からの負担金2億4,646万8千円を計上しております。歳出の主なものといたしましては、総務費として、職員の人件費や各種委員会の経費など、広域連合の運営にかかる費用を計上いたしました。

議案第2号は、平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。本年4月からの制度開始に伴い、制度運営に関するものについて新たに特別会計を設置したものです。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,675億5,496万3千円です。

歳入の主なものは、市町村支出金として、被保険者から納付される保険料、療養給付費の定率負担や保健事業の負担金など305億2,558万3千円を、また、国及び県の定率負担、国の調整交付金や保健事業への補助金など国庫支出金524億4,050万9千円、県支出金133億70万5千円をそれぞれ計上いたしました。

さらに支払基金交付金として704億2,850万3千円を計上いたしましたが、これは74歳までの方の保険料から社会保険診療報酬支払基金に納められた後期高齢者支援金の交付を受けるものです。

また、被用者保険の被扶養者に対する保険料の特例措置に伴う保険料軽減分の補てん及びこれに係る広報経費に充てるために、国から交付される高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を積み立てる臨時特例基金からの繰入金7億8,195万6千円を見込んでおります。

次に歳出の主なものといたしまして、電算処理システムの運用業務に要する経費など総務費に4億944万1千円を、また保険給付費として療養給付費のほか、療養費、高額療養費など1,652億3,771万円を計上いたしました。さらに保険料収納不足等による財政への影響に対応するため、平成20年度に岐阜県に設置される予定の県財政安定化基金への拠出金として1億5,838万5千円を、健康診査など保健事業費として3億6,043万8千円を計上しております。

議案第3号は、平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算であります。

これは、被用者保険の被扶養者の保険料の特例措置に伴い、保険料軽減分の補てん及びこれに係る広報経費について、国の平成19年度補正予算において高齢者医療制度円滑導入臨時特

例交付金として財源措置され、各広域連合へ交付される見込みでありますので、交付見込額7億8,195万6千円を計上し、同額を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるためのものであります。

議案第4号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定についてであります。

この条例は、平成19年度一般会計補正予算に計上いたしました被用者保険の被扶養者の保険料の特例措置に要する費用に充てる国の交付金を積み立てるために基金を設置しようとするものであります。

議案第5号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、広域連合長の事務部局の職員の定数を改めようとするものです。

議案第6号、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第7号、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことができるよう、常勤職員のまま育児を行うための短時間勤務を認める育児短時間勤務制度を実施するため、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

以上、今回提案いたしました議案についてご説明させていただきましたので、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（浅井武司君） これよりこれら7件について質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） 質疑はなしと認めます。

議長（浅井武司君） これより、これら7件について討論を行います。

ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） 討論はなしと認めます。

議長（浅井武司君） これより採決を行います。

まず議案第1号について採決を行います。本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案のとおり決しました。

議長（浅井武司君） 次に、議案第2号について採決を行います。本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については原案のとおり決しました。

議長（浅井武司君） 次に、議案第3号について採決を行います。本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については原案のとおり決

しました。

議長（浅井武司君） 次に議案第4号について採決を行います。本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号については原案のとおり決しました。

議長（浅井武司君） 次に、議案第5号について採決を行います。本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案のとおり決しました。

議長（浅井武司君） 次に、議案第6号について採決を行います。本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については原案のとおり決しました。

議長（浅井武司君） 次に、議案第7号について採決を行います。本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

議長（浅井武司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については原案のとおり決しました。

第11 一般質問

議長（浅井武司君） 日程第11、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これを許します。16番、渡辺直由君。

〔渡辺直由君登壇〕

16番（渡辺直由君） 16番、渡辺でございます。お許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

滞納者の被保険者証の取り扱いに関してでございますが、後期高齢者医療制度では高齢者の医療の確保に関する法律、高確法第54条で保険料を滞納している被保険者に対し、特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者資格証明書を交付することになっておりますが、本市では、国民健康保険制度の運用において、これに加え有効期限の短い短期被保険者証を交付する取り扱いを行っているところでございます。

岐阜県後期高齢者医療広域連合においては、滞納者の被保険者証の取り扱いに関してどのようなお考えをお持ちであるかお尋ねいたしたいと思っております。以上、私の一般質問でございます。

議長（浅井武司君） 事務局長、堀江 誠君。

〔堀江 誠君登壇〕

事務局長（堀江 誠君） お尋ねがありました被保険者証の取り扱いについてお答えします。

後期高齢者医療制度では、高齢者の医療の確保に関する法律第54条で納期限から1年を経

過した滞納保険料がある被保険者に対しまして、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除いて、被保険者資格証明書を交付することとされております。

当広域連合では、被保険者間の負担の公平を図るために保険料を滞納している被保険者の対応につきまして、市町村の職員で構成する検討小委員会を設置いたしまして、長期にわたる保険料の滞納状況の解消に向けまして現在鋭意検討をいたしております。

その中で、被保険者の状況をお聞きしながら納付相談を実施するということや、被保険者資格証明書をいきなり交付するのではなく、短期被保険者証を活用することなどについて、県内統一した対応とすることを基本に、現在の県内各市町村における国民健康保険の状況を調査するなどいたしまして協議を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、被保険者証の取り扱いにつきましては、4月から始まります保険料の納付状況や他の広域連合の取り扱いといったものを引き続き調査することなどによりまして協議を行い、当広域連合としての統一した基準を平成20年度中に策定し、それに基づき各市町村窓口で対応していただけるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

議長（浅井武司君） 以上で一般質問を終結します。

閉議閉会

議長（浅井武司君） 今期定例会に付議された事件は、すべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、平成20年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後1時46分閉会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

浅井 武 司

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

松 永 清 彦

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

中 川 満 也